

【よくあるお問い合わせ】

- Q1** どのコースへ加入したらよいですか？
- A1** 日常生活での自転車の使用状況によります。
- 日常生活で自転車を使用する場合(使用頻度が少ない場合を含みます)
→ XJ・AJ・BJ・CJコースからお選びください。
 - 日常生活で自転車を全く使用しない場合
→ A・B・Cコースからお選びください。
- Q2** 誰が補償を受けられますか？
- A2** 加入方法ごとに以下となります。
- ・加入申込書の「保険加入者氏名」欄に記入された方です。
 - ・WEB専用サイトの申込手続画面で「お名前」欄に入力された方です。
- Q3** 自転車賠償責任プランでは、業務中の事故は補償されますか？
- A3** 自転車賠償責任プランでは、業務中の事故は補償されません。
- Q4** 自転車の損傷・故障は補償されますか？
- A4** 被保険者本人の自転車(借りている自転車を含みます。)の損傷・故障は補償されません。
- Q5** 加入者証は発行されますか？
- A5** 加入方法ごとに以下となります。
- ・加入申込書の1枚目「領収証書」あるいは「納付書兼領収証書」が加入者証を兼ねています。別途発行は行っておりません。
 - ・WEB専用サイトの加入者ホーム画面より、参照・印刷していただけます。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

- ① 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。
 補償の内容(保険金の種類)・セットされる特約 保険金額 保険期間
 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと
- ② ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。
 加入申込書の住所や保険加入者氏名に誤りがないかどうかをご確認ください。
 被保険者の「生年月日」は正しいですか。
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。
【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。
- ③ お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。
 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等、お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務」が記載されているので必ずご確認ください。

事故が起こった場合・保険金ご請求時の連絡先

【損保ジャパン事故サポートセンター】

0120-727-110 (24時間365日対応)

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン事故サポートセンターまでご連絡ください。

※事故のご連絡の際は、必ず「区民交通傷害保険」のご利用と「港区で加入」の旨をお伝えください。

【お電話がご使用できない場合の連絡先】

損害保険ジャパン株式会社
本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第二課
〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル5階
事故にあわれたら軽いケガでもおそろかにしないで、必ず警察へ事故の届けをし、自動車安全運転センターまたは交通機関の責任者が発行する交通事故証明書の申請手続きを行ってください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●引受保険会社・保険内容に関するお問合わせ窓口
損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部 東京公務課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-9666
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)
FAX 03-6388-0164

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル]0570-022808(通話料有料)
受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

※このリーフレットは、概要をご説明したものです。詳しくは損保ジャパンまたは区役所の窓口までお問い合わせください。

※この「リーフレット」は「領収証書」あるいは「納付書兼領収証書」と一緒に大切に保管してください。(加入申込書で申込みの場合。)

※「領収証書」あるいは「納付書兼領収証書」は、加入者証を兼ねておりご加入の覚えですので、大切に保管してください。WEBでお申込みいただいた場合は、WEB専用サイトの加入者ホーム画面より参照・印刷していただけます。

(SJ24-08764, 令和6年10月09日作成)